

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 7 日

南あわじ市長 守本 憲弘

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

北阿万新田北地区

### 2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 5 年 6 月 29 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手は十分に確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

規模縮小を考えている農業者の農地を地域の担い手に貸し付け、農地の維持管理を図る。

### 6. 地域農業の将来のあり方

アンケート調査の結果、営農組合による管理へ移行したいとの回答が多いが、代表者選定等が難航しており、組合設立には至っていないとされている。

今回の更新で中心となる経営体が大幅な増加となったほか、ほ場整備事業により区域内の農業の効率向上が期待できることから、地域農業の将来について協議を継続させることが重要である。